

航路標識へ船舶のけい留はできません

最近、来島海峡周辺の岩礁等にある灯標や航路筋にある灯浮標にもやいをとり釣りをを行う小型船が認められています。

船の大小にかかわらず灯標や灯浮標等、航路標識へ船舶をけい留させることは同標識を損傷させる原因となり、法律でも禁じられていますので絶対におやめ下さい。

航路標識法（抜粋）

第 11 条第 2 項 船舶は、航路標識にけい留させてはならない。

同 第 3 項 船舶は、航路標識の視認を妨げ、又は航路標識に接触する虞のある場所に停泊又は停留させてはならない。

第 16 条 違反した者は、一万円以下の罰金に処する。